

様式 2

事業報告書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 吉本歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 石川県白山市東新町 6 5 番地 1

- (3) 設立認可年月日 平成 1 0 年 4 月 8 日

- (4) 設立登記年月日 平成 1 0 年 4 月 8 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	吉本 泰祐	
理 事	吉本 三貴子	
同	吉本 千尋	
監 事	吉本 紗与	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	医療法人社団 吉本歯科医院 / 732 230170	石川県白山市東新町65番地1	
介護老人 保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月25日 第28期（令和6年5月1日～令和7年4月30日）決算の決定

令和7年6月25日 第29期（令和7年5月1日～令和8年4月30日）

事業計画及び収支予算の決定

様式 3

法人名 医療法人社団 吉本歯科医院
所在地 白山市東新町 65 番地 1

※医療法人整理番号 00102

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	99,593 千円
2. 負 債 額	30,068 千円
3. 純 資 産 額	69,524 千円

(内 訳) (単位: 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	68,055
B 固 定 資 産	31,243
C 繰 延 資 産	294
D 資 産 合 計 (A+B+C)	99,593
E 負 債 合 計	30,068
F 純 資 産 (D-E)	69,524

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 吉本歯科医院
 所在地 白山市東新町 65 番地 1

※医療法人整理番号 00102

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	68,055	I 流 動 負 債	30,068
II 固 定 資 産	31,243	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	10,704	負 債 合 計	30,068
2 無 形 固 定 資 産	15	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	20,523	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	294	I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	59,524
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	69,524
資 産 合 計	99,593	負債・純資産合計	99,593

様式 5 - 2

法人名 医療法人社団 吉本歯科医院

所在地 白山市東新町 6 5 番地 1

※医療法人整理番号

00102

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	94,284
2 事業費用	210,299
本来業務事業収益	△116,015
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業収益	
事業損失	116,015
II 事業外収益	24,037
III 事業外費用	
經常損失	91,977
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	91,977
法人税等	71
当期純損失	92,048

法人名 医療法人社団 吉本歯科医院
所在地 白山市東新町6-5番地1

※医療法人整理番号 00102

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
							0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

様式 7

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 吉本歯科医院
理事長 吉本 泰祐 殿

私は、医療法人社団 吉本歯科医院の第29期（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 6月26日

医療法人社団 吉本歯科医院

監事 吉本 紗与